

独立行政法人労働政策研究・研修機構による調査の概要

1 趣旨目的

本調査は、平成25年の改正労働契約法の全面施行や平成27年4月の有期雇用特別措置法の施行などの労働法制の見直しに対する企業の対応状況を明らかにするため、厚生労働省労働基準局の要請により実施。

2 調査対象

常用労働者10人以上を雇用している全国の民間企業30,000社

3 調査期間

平成28年10月5日～平成28年11月14日（平成28年10月1日時点の状況を調査）

4 調査方法

郵送による調査票の配布・回収

5 有効回収数

9,639社（有効回収率32.1%）

6 公表時期

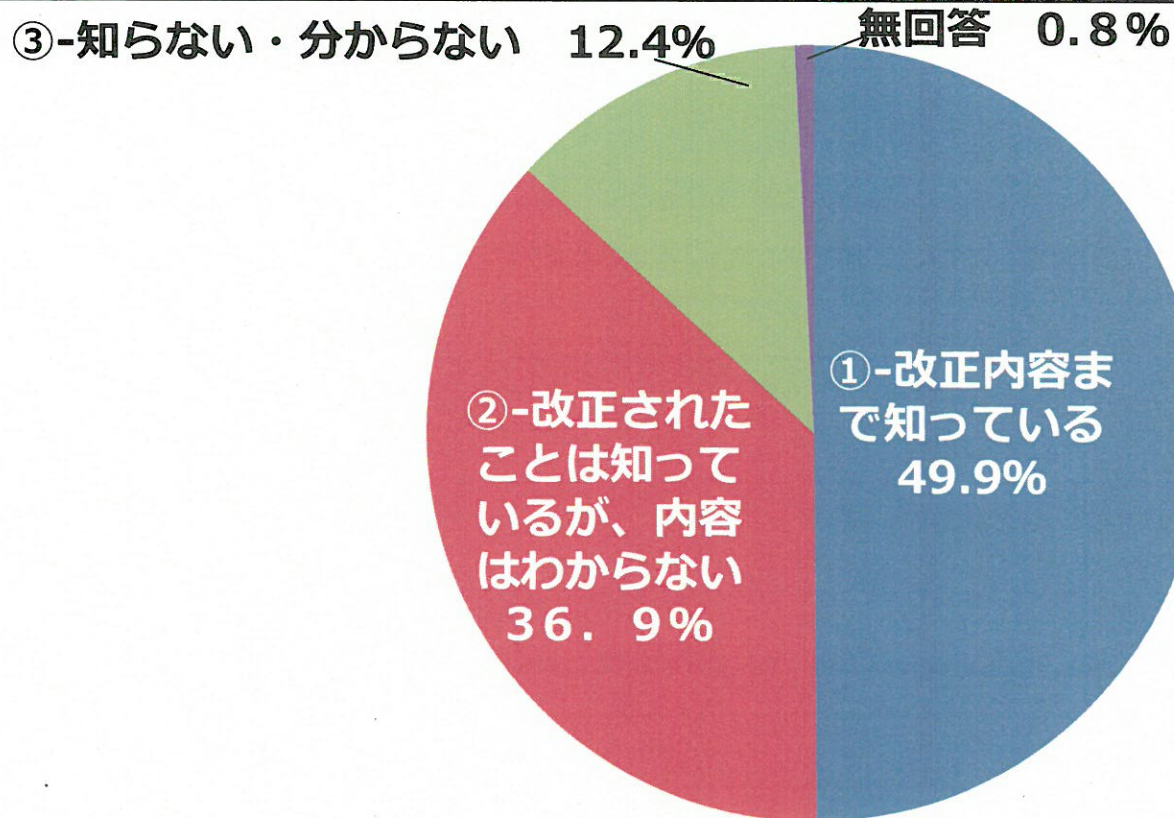
平成29年6月26日（月）に発表

※無期転換について経年の比較ができるよう、平成25年調査、平成27年調査に引き続き、本調査も実施したもの。

ただし、今回調査では、調査対象を「50人以上」から「10人以上」に拡大したため、今回の調査結果と過去の調査結果を単純に比較することはできない。

無期転換ルールに対する企業側の対応方針

- 約半分の企業(②+③)が未だ無期転換ルールの内容を知らない状況
(他方、9割弱の企業(①+②)が「改正されたこと」は知っている状況)

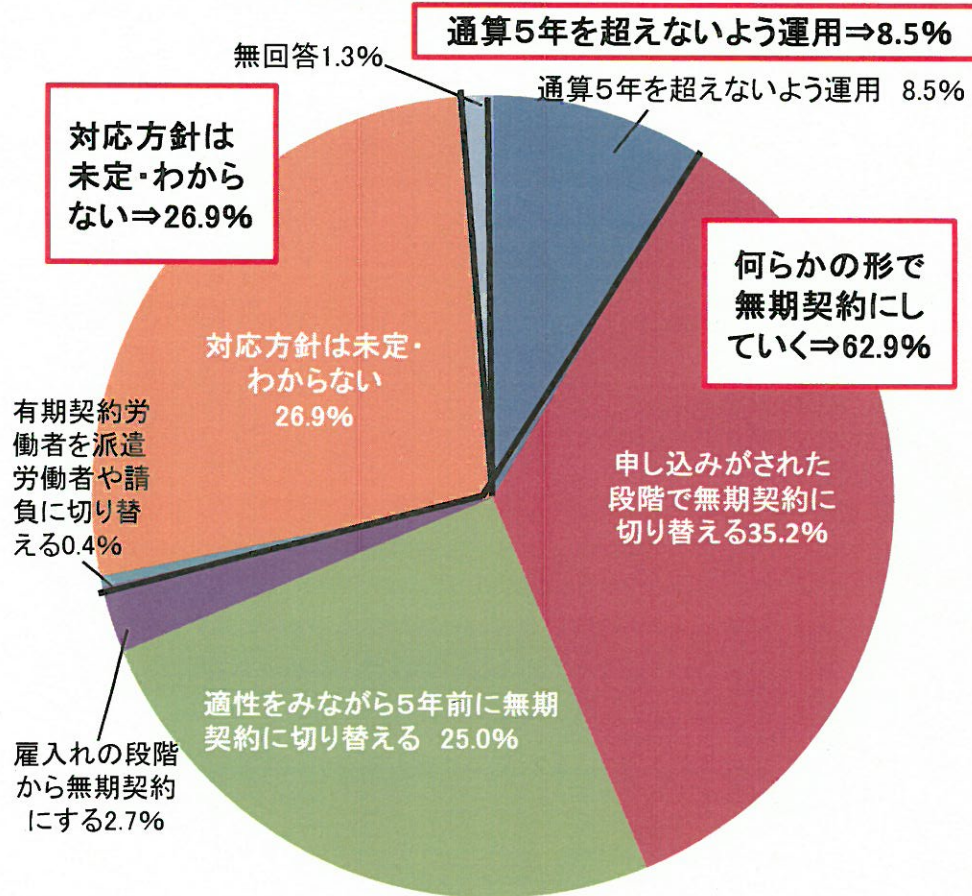


- 労働契約法が改正されたことについての情報入手先としては主に以下のとおりであった。
- ・新聞報道やホームページ等での紹介(49.3%)
 - ・社会保険労務士や弁護士等からの情報提供(30.9%)
 - ・人事労務関係の雑誌、団体冊子等の媒体(29.2%)
 - ・行政が主催するセミナー(20.8%) など
- ※「労働契約法が改正されたことを知っている」と回答した企業3,557社の回答(複数回答)

無期転換ルールに対する企業側の対応方針（平成28年調査）

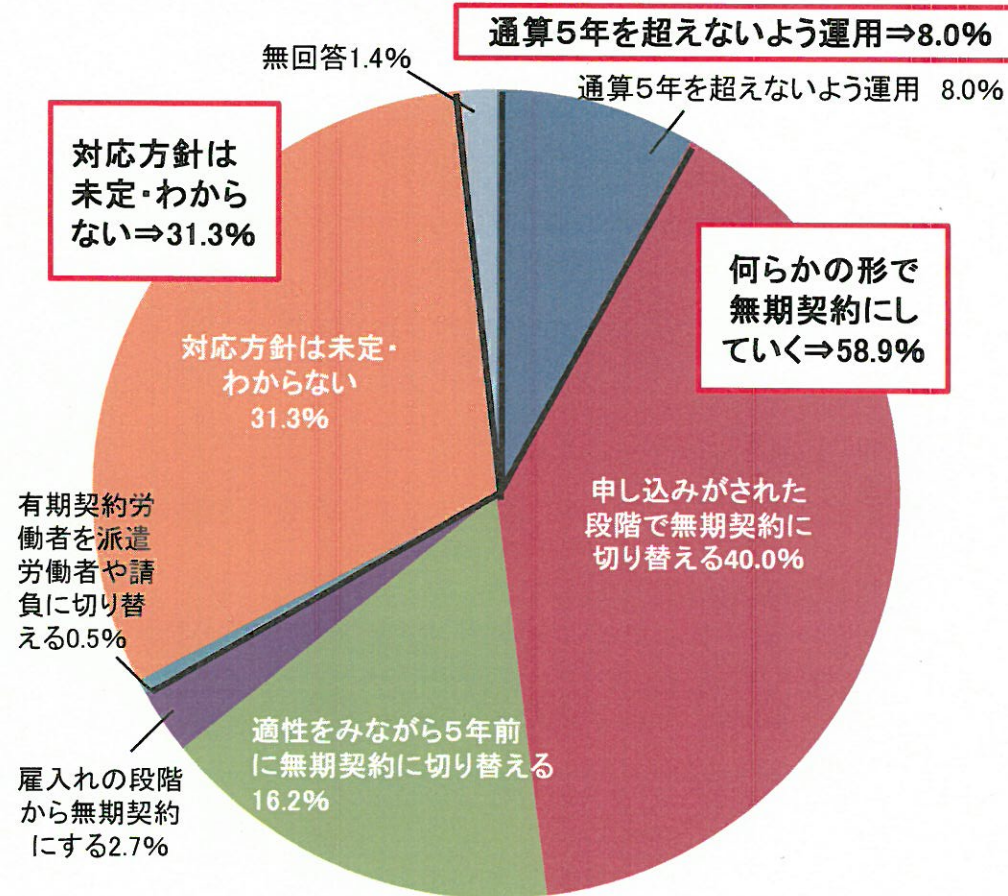
○フルタイム契約労働者を雇用している企業・パートタイム契約労働者を雇用している企業ともに、約6割が「何らかの形で無期契約にしていく」と回答

<フルタイム契約労働者>



N=フルタイム契約労働者を雇用している企業4,904社

<パートタイム契約労働者>



N=パートタイム契約労働者を雇用している企業4,665社